

証券コード 1 8 4 A

2024 年 7 月 12 日

(電子提供措置の開始日 2024 年 7 月 8 日)

株 主 各 位

東京都文京区本郷六丁目 17 番 9 号

株式会社学びエイド

代表取締役社長 廣政 愁一

第 10 期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第 10 期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第 10 期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://corp.manabi-aid.jp/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「学びエイド」又は「コード」に「184A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択して「縦覧書類」にある「株主総会招集通知 / 株主総会資料」欄よりご確認ください。）

敬具

記

1. 日 時 2024 年 7 月 30 日（火曜日） 午前 10 時
2. 場 所 東京都文京区本郷六丁目 17 番 9 号
当社会議室
3. 目的事項
 報告事項 第 10 期（自 2023 年 5 月 1 日 至 2024 年 4 月 30 日）
 事業報告及び計算書類報告の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

事業報告

〔 自 2023 年 5 月 1 日 〕
〔 至 2024 年 4 月 30 日 〕

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の分類移行により、社会経済活動の正常化が進展し、企業業績の改善による景気の回復が期待されるものの、一方で、原材料価格・エネルギー価格の高騰、米国の金融政策の影響を受けた円安進行など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社が属する教育産業全体の市場は少子化や新型コロナウイルスの影響により横ばいに推移しておりますが、大学入試改革等の教育制度改革が進んでおり、顧客のニーズは多様化し、より質の高い教育サービスを求める声が高まっております。

教育デジタル事業につきましては政府のGIGAスクール構想による教育現場でのスマートフォンやタブレット端末の普及と活用が進み、今後も引き続き市場と顧客層の拡大が見込まれます。

このような状況の中、当社は、『Be a Player. (教育の「意欲」の機会均等をあまねく達成し、前向きなひとをたくさん作る企業)』という企業理念及び『「教えたい」と「教わりたい」をていねいに紡ぐ。』という経営理念を掲げ、その実現に向かって取り組んでおります。

その中でも、効果の上がる「映像授業」と効率の上がる「管理機能」を搭載した映像学習サービス「学びエイドマスター」を大手学習塾に対して重点的に販売活動を行うほか、教材の「映像授業化」とそれを配信する「配信サービス」を提供する「学びエイド forEnterprise」を教育関連事業者に対して積極的に販売活動を行ってまいりました。

これらの結果、当事業年度における売上高は、「学びエイドマスターforSchool」が145,505千円（前事業年度比27.6%減）と減少したものの「学びエイド forEnterprise」が379,348千円（前事業年度比136.1%増）と増加したため全体で628,721千円（前事業年度比25.4%増）となりました。

営業利益は146,338千円（前事業年度比31.3%増）、経常利益は142,071千円（前事業年度比28.4%増）、当期純利益は118,401千円（前事業年度比26.9%増）となりました。

また、当社は教育デジタル事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりますが当事業年度におけるサービス区分別の売上高は以下のとおりとなります。

サービス区分	売上高（千円）	割合（％）	前期比（％）
学びエイドマスター	97,600	15.5	74.4
学 び エ イ ド マ ス タ ー forSchool	145,505	23.1	72.4
学びエイド forEnterprise	379,348	60.3	236.1
その他	6,266	1.0	73.0
合計	628,721	100.0	125.4

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第7期 (2021年4月期)	第8期 (2022年4月期)	第9期 (2023年4月期)	第10期 (当事業年度) (2024年4月期)
売上高 (千円)	285,655	290,457	501,333	628,721
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	5,912	△47,897	110,668	142,071
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	3,769	△60,200	93,267	118,401
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	1.82	△29.11	45.10	57.25
総資産 (千円)	257,234	192,665	369,742	452,334
純資産 (千円)	163,749	77,792	171,059	289,461
1株当たり純資産 (円)	△27.32	△68.88	△23.78	139.97

(注) 当社は、2024年2月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、2021年4月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりであります。

① 良質な映像コンテンツの提供

当社が提供する「学びエイドマスター」をはじめとする各種サービスにおいては、良質な映像コンテンツの充実が不可欠であります。現状では中学・高校学習範囲を網羅する映像コンテンツを提供しておりますが、時代とともに多様化・変化する教育ニーズに対応していくことが重要であると認識しております。これらに対応していくため、当社とコンテンツ使用許諾を締結している鉄人講師との良好な関係を継続していくことや当社内のコンテンツ開発体制の強化等を通じて、新しい良質な映像コンテンツを、継続的に提供していくことに取り組んでまいります。

② 営業体制の強化

当社が今後さらに成長していくためには、既存顧客との継続的な取引と新規顧客の開拓が不可欠であります。当社の営業部門は、主な顧客である学習塾等教育関連事業者向けの経営上の悩みを解決すべく、これまでの教育デジタル事業の運営により蓄積されたノウハウを活かした提案により、営業活動を推進してまいりました。今後も継続的に事業を拡大し、受注の獲得機会を増大させていくためには、営業人員の採用はもちろんのこと、学習塾の経営上の悩みを解決するための提案力を強化していくほか、業務提携等の他社との連携による販路拡大等にも取り組んでまいります。

③ 優秀な人材の確保と育成

当社は、今後の事業拡大のための重要な経営資源は人材であると考えており、教育業界の経験者のみならず、多様なバックグラウンドをもつ優秀な人材の確保と育成が重要な課題であると認識しております。積極的な人材採用活動を行い、社内における教育体制の強化に取り組んでまいります。

④ 経営管理体制の強化

当社は、今後持続的な成長を図っていくためには、事業の成長や業容の拡大に伴い、経営管理体制のさらなる充実・強化が課題であると認識しており、株主やその他ステークホルダーに信頼される企業となるために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのため、優秀な人材の採用・育成により業務執行体制の充実を図り、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するような仕組みを強化・維持していくとともに、業務の適正性及び財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な整備・運用、さらに健全な倫理観に基づく法令順守を徹底してまいります。

⑤ 安定的な収益と持続的な企業価値向上

当社は、2018年12月期に外部資金調達を行って以降、2019年に中規模学習塾や大手全国展開学習塾向けに「学びエイドマスター」の「映像授業」と「管理機能」を顧客仕様へとカスタマイズして提供する「学びエイドマスターforSchool」、2021年には教育関連事業者向けに、教材の「映像授業化」とそれを配信する「配信サービス」を提供する「学びエイド forEnterprise」の提供を行う等、数年ごとに提供機能や顧客セグメントの拡大することで成長してまいりました。今後も新たなニーズを捉え、新サービスや学校向けデジタル教科書への対応、企業研修等の新たな顧客セグメントを拡大することで成長を目指し、安定的な収益と持続的な企業価値の向上に努めてまいります。当社は、時代とともに多様化・変化する教育ニーズに対応していくため、当社とコンテンツ使用許諾を締結している鉄人講師との良好な関係を継続していくことや当社内のコンテンツ開発体制の強化等のための優秀な人材の確保と育成を通じて、新しい良質な映像コンテンツを、継続的に提供していくことにより企業価値の向上を図ってまいります。また、コンプライアンスの徹底、適切なリスク管理を行い、当社の社会的価値も高めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024 年 4 月 30 日現在)

当社の教育デジタル事業における主なサービスは、以下のとおりであります。

サービス名称	商流	サービスの内容
学びエイド	BtoC (当社to無料の一般会員)	無料会員登録で「映像授業」が1日3コマまで視聴可能。
	BtoC (当社to有料のプレミアム会員)	有料会員登録で「映像授業」が全科目見放題となることに加え、倍速再生、教材テキストの購入が可能。
学びエイドマスター	BtoBtoC (当社to個人経営～中規模の学習塾to生徒)	「学びエイド」で提供する映像授業に加え、学習塾専用の「映像授業」と塾運営の効率化を支援する「管理機能」を提供。
学びエイドマスター forSchool	BtoBtoBtoC (当社to中規模～大手(全国展開)学習塾本部to傘下の学習塾to生徒)	「学びエイドマスター」を提供するほか、提供するにあたっては学びエイドマスターの映像授業や管理機能を自社仕様へとカスタマイズすることが可能。
学びエイド forEnterprise	BtoB (当社to教育関連事業者)	教育関連事業者の教材(紙媒体)の「映像授業化」と映像授業化したコンテンツを配信するための「配信サービス」を開発・提供。
学習塾	BtoC (当社to高校生・既卒生)	当社直営学習塾。「学びエイドマスター」を使用し、多様な映像授業と生徒一人ひとりにあわせた独自学習プログラムで効率的に学べる。

(4) 主要な事業所 (2024 年 4 月 30 日現在)

本社 東京都文京区
THE DOOR(塾) 埼玉県さいたま市緑区

(5) 使用人の状況 (2024 年 4 月 30 日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
31 名 (14 名)	2 名増 (5 名増)	42.3 歳	2 年 10 ヶ月

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時従業員数(契約社員、パートタイマーを含む。)は年間の平均人員を () に外数で記載しております。

(6) 主要な借入先の状況 (2024 年 4 月 30 日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社日本政策金融公庫	31,500 千円
株式会社三井住友銀行	30,841 千円

(7) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、2024 年 5 月 28 日に、同取引所グロース市場に株式上場をいたしました。

2. 株式の状況（2024 年 4 月 30 日現在）

（1）発行可能株式総数 8,200,000 株

（2）発行済株式の総数 2,068,100 株

（3）株主数 6 名

（4）大株主

株 主 名	持株数（株）	持株比率（％）
廣政 愁一	1,140,300	55.14
K & P パートナース 2 号投資事業有限責任組合	514,300	24.87
K & P パートナース 3 号投資事業有限責任組合	171,200	8.28
鈴木 健一	150,000	7.25
共同印刷株式会社	70,000	3.38
旺文社イノベーションファンド 1 号投資事業有限責任組合	22,300	1.08

（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 2 回新株予約権	第 3 回新株予約権	第 4 回新株予約権
発行決議日		2019 年 11 月 28 日	2021 年 4 月 27 日	2022 年 7 月 28 日
新株予約権の数		253 個	163 個	152 個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 25,300 株 (新株予約権 1 個につき 100 株) (注) 2	普通株式 16,300 株 (新株予約権 1 個につき 100 株) (注) 2	普通株式 15,200 株 (新株予約権 1 個につき 100 株) (注) 2
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 15,000 円 (1 株当たり 150 円) (注) 2	新株予約権 1 個当たり 50,000 円 (1 株当たり 500 円) (注) 2	新株予約権 1 個当たり 55,000 円 (1 株当たり 550 円) (注) 2
権利行使期間		2021 年 11 月 29 日から 2029 年 11 月 28 日まで	2023 年 4 月 29 日から 2031 年 4 月 27 日まで	2024 年 7 月 30 日から 2032 年 7 月 28 日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 1	(注) 1
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 253 個 目的となる株式数 25,300 株 保有者数 3 名	新株予約権の数 163 個 目的となる株式数 16,300 株 保有者数 3 名	新株予約権の数 152 個 目的となる株式数 15,200 株 保有者数 3 名
	社外 取締役	新株予約権の数 1 個 目的となる株式数 1 株 保有者数 1 名	新株予約権の数 1 個 目的となる株式数 1 株 保有者数 1 名	新株予約権の数 1 個 目的となる株式数 1 株 保有者数 1 名
	監査役	新株予約権の数 1 個 目的となる株式数 1 株 保有者数 1 名	新株予約権の数 1 個 目的となる株式数 1 株 保有者数 1 名	新株予約権の数 1 個 目的となる株式数 1 株 保有者数 1 名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社又は当社関連会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社関連会社の従業員の定年による退職、その他当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- (3) 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

2. 2024年2月8日付で行った1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2024 年 4 月 30 日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	廣政 愁一	－
取締役	平林 明日樹	コンサルティング部長兼コンサルティング 1 課長
取締役	鈴木 健一	技術管掌
取締役	松本 英二	コンテンツ部長兼教務課長
取締役	杉浦 久恵	管理部長兼総務課長
取締役	立岡 登與次	(株)ヴィレッジヴァンガードコーポレーション取締役
常勤監査役	小泉 義正	(株)ORJ 取締役
監査役	菅野 健一	PXC(株)代表取締役社長 (株)レント取締役
監査役	林田 和久	林田和久公認会計士事務所所長 (株)BlueMeme 監査役 (株)OpenModels 監査役 日本トムソン(株)監査役 DN ホールディングス(株)取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役立岡登與次氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小泉義正氏、菅野健一氏及び林田和久氏は、社外監査役であります。
3. 監査役林田和久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務に関する損害を填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

当社は、2024 年 2 月 7 日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

a. 基本方針

役員の報酬額は、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、取締役については指名・報酬委員会にて職務・貢献度・業績等を勘案し検討した内容を取締役会へ答申し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

b. 報酬決定の方針

取締役の報酬は基本報酬（固定）のみとします。監査役の報酬については、業務執行から独立した立場であることから基本報酬（固定）のみとします。

c. 基本報酬（固定）

基本報酬は、月例の基本報酬（固定）とし、役位、職責に応じて、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して、取締役会で決定するものとします。

また、各取締役の具体的な基本報酬については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長にその決定を一任し、代表取締役社長は、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、指名・報酬委員会の答申を踏まえたうえで、決定します。なお、ストック・オプション付与については必要に応じて随時、決定します。

d. 非金銭報酬等

役員の非金銭報酬等は、中長期の業績及び企業価値との連動性を高めることを目的としたストック・オプションとし、当社の経営状況及び経営環境を考慮し、必要に応じて、都度支給します。新株予約権の発行数は、希薄化等の影響を考慮し、適切な上限を設けて実施します。新株予約権の割当条件、行使条件、その他の条件は、役員に対して、企業価値向上のための適切なインセンティブとして機能するよう設計します。

e. 報酬決定の手続き

取締役の報酬の決定にあたっては、その決定のプロセスの透明性と内容の客観性を確保する観点から、独立した社外取締役及び社外監査役により構成された指名・報酬委員会にて検討した内容を取締役会に答申し、審議し決定します。監査役の報酬は監査役の協議により決定します。当社の取締役及び監査役(以下、本方針において「役員」という。)の報酬は、業績や持続的な企業価値向上を考慮し、業務執行の適切な監督・監査によるコーポレート・ガバナンス向上を担う優秀な人材を確保することを目的に、各職責・能力に応じた適切な報酬水準・報酬体系としております。

役員の報酬額は、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、取締役については指名・報酬委員会にて職務・貢献度・業績等を勘案し検討した内容を取締役会へ答申し、取締役会の決議により決定し、監査役については監査役会の協議にて決定しております。

なお、当事業年度における当社の取締役の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動としては、2024年2月7日開催の取締役会において、取締役の報酬等の額についての決定を代表取締役社長廣政愁一に一任する旨を決議しております。代表取締役に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当職務について評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります

取締役及び監査役の報酬限度額は、2024年2月7日開催の臨時株主総会において下記のとおり決議頂いております。

なお、当該株主総会終結時点の取締役及び監査役の員数は、取締役 6 名（うち、社外取締役は 1 名）、監査役 3 名（うち、社外監査役 3 名）であります。

取締役の報酬額	年額500百万円以内(使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まない)
監査役の報酬額	年額100百万円以内

なお、ストック・オプション付与については必要に応じて随時、決定することとしております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	54,924 (1,800)	54,924 (1,800)	－ (－)	－ (－)	6 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	9,600 (9,600)	9,600 (9,600)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	64,524 (11,400)	64,524 (11,400)	－ (－)	－ (－)	9 (4)

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員の重要な兼職の状況は、「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会及び監査役会への出席状況	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	立岡 登與次	取締役会 18 回開催、 うち 18 回出席	議案審議等につき、経営者としての豊富な経験を踏まえ発言し、また、指名・報酬委員会（3 回開催、3 回出席）の議長として主導するとともに、独立した立場から経営陣の監督に努めました。
社外監査役	小泉 義正	取締役会 18 回開催、 うち 18 回出席 監査役会 13 回開催、 うち 13 回出席	金融機関等における豊富な経験を踏まえ適宜発言し、独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たしました。また、監査役会議長として内部監査責任者や監査法人との連携に努め監査の実効性確保に貢献しました。 また、指名・報酬委員会（3 回開催、3 回出席）の委員として、適宜発言し、独立した立場から経営陣の監督に努めました。

社外監査役	菅野 健一	取締役会 18 回開催、 うち 18 回出席 監査役会 13 回開催、 うち 13 回出席	企業経営者としての豊富な経験や高い見識及び他社の社外取締役としての豊富な経験を踏まえ適宜発言し、独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たしました。
社外監査役	林田 和久	取締役会 18 回開催、 うち 18 回出席 監査役会 13 回開催、 うち 13 回出席	公認会計士及び税理士としての豊富な経験や専門的な知識及び他社の社外取締役・社外監査役としての豊富な経験を踏まえ適宜発言し、独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たしました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 三優監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,800千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,800千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法に定める「取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制の整備」に関して、当社で定める内部統制システムの基本方針にしたがって以下のように体制を整備しております。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 全ての取締役及び使用人が、法令及び定款の遵守、企業理念の遵守、社会倫理の遵守及び社会的責任を達成するため、「リスク管理・コンプライアンス規程」その他関連社内規程を整備のうえ、その周知徹底を図る。
- b. 市民社会への秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」に基づき、一切の関係を持たないこととし、不当な要求に対しては毅然とした対応を行う。
- c. 取締役会は、法令等に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、「取締役会規程」に基づき業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
- d. 監査役は、内部監査担当者、会計監査人と連携しつつ、法令等が定める権限を行使し、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づき取締役の職務の執行を監査する。また、必要に応じて取締役会で意見を述べる。
- e. 内部監査担当者は、監査役、会計監査人と連携しつつ、「内部監査規程」に基づきコンプライアンスの状況等について内部監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告する。
- f. 企業倫理相談及び内部通報のための窓口を設置し、法令、定款、社内規程等に対する違反事実やその恐れがある行為等を早期に発見し是正するための仕組みとして、「内部通報者制度規程」を備え、これを周知し、運営する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確実に、定められた期間、保存、管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- b. 「情報システム管理規程」及び「個人情報保護規程」を定め情報資産の保護、管理を行う。
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 取締役会は、リスク管理体制を構築する責任と権限を有し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
- b. 「リスク管理・コンプライアンス規程」を定め、発生し得るリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの対応策等を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は「定款」及び「取締役会規程」に基づき、毎月定時開催し、又は必要に応じて随時開催する。
- b. 取締役会で決議すべき事項及び承認すべき事項は「取締役会規程」に定め、効率的な運営を図る。
- c. 取締役は緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速な業務を執行する。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を制定する。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、適宜、専任又は兼任による使用人を置くこととする。
- ⑥ 前条の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査役の指揮・命令に服し、人事異動、処遇については、監査役と取締役が協議する。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a. 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
- a. 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令又は定款違反行為を認知した場合その他、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令・定款及び社内規程に基づき監査役に報告する。
- b. 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席すると共に、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
- ⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a. 監査役への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
- b. 当社は「反社会的勢力対策規程」に基づき、反社会的勢力・団体・個人とは一切かわりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。
- c. 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処するものとする。
- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- a. 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役が適正な監査の実現を図ることを可能とするため、代表取締役は監査役との定期的な意見交換の場を設けると共に、内部監査担当者は監査役と情報を共有し、連携を保つよう努める。
- b. 監査役は、会計監査人と、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施することとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

当事業年度において当社は取締役会を 18 回開催しております。毎月 1 回開催される取締役会においては、業務の執行状況について報告を受けており、法令等に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、「取締役会規程」に基づき業務執行の決定と取締役の職務の監督を行っているほか、管理部門を通じて適宜管理・指導を行っております。

② リスク・コンプライアンス

当社に関わる多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を最小化するほか、コンプライアンス体制の点検・強化を推進するため、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。また、法令、定款、社内規程等に対する違反事実やその恐れがある行為等を早期に是正するため、内部通報制度の窓口を社内外に設置し、取り組みを強化しております。

③ 監査役会

監査役会は、監査役会で定めた監査計画に基づき、監査役の取締役会への出席、常勤監査役による重要な会議への出席、取締役及び使用人からのヒアリング等を通じて、当社の内部統制システムの整備、運用状況について確認するとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。また、監査役会は内部監査など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

④ 内部統制システム全般

当社では、内部監査を通して、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。具体的には、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務監査を実施いたしました。

貸 借 対 照 表
(2024 年 4 月 30 日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	392,390	流動負債	116,371
現金及び預金	141,607	1 年内返済予定の 長期借入金	24,496
売掛金及び契約資産	239,756	未払金	45,013
貯蔵品	4,243	未払法人税等	22,516
前払費用	9,997	未払消費税等	16,153
貸倒引当金	△3,214	契約負債	6,707
固定資産	59,944	預り金	1,483
有形固定資産	48,761	固定負債	46,501
建物	44,243	長期借入金	37,845
車両運搬具	0	資産除去債務	8,656
工具器具備品	4,517	負債合計	162,872
無形固定資産	186	(純資産の部)	
ソフトウェア	186	株主資本	289,461
投資その他の資産	10,996	資本金	120,122
長期前払費用	829	資本剰余金	110,122
繰延税金資産	3,388	資本準備金	110,122
敷金・差入保証金	6,767	利益剰余金	59,216
その他	12	その他利益剰余金	59,216
		繰越利益剰余金	59,216
		純資産合計	289,461
資産合計	452,334	負債・純資産合計	452,334

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書
(自 2023 年 5 月 1 日 至 2024 年 4 月 30 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		628,721
売上原価		203,687
売上総利益		425,033
販売管理及び一般管理費		278,695
営業利益		146,338
営業外収益		
受取利息	1	
消費税差額	150	151
営業外費用		
支払利息	903	
株式交付費	1,515	
上場関連費用	2,000	4,419
経常利益		142,071
税引前当期純利益		142,071
法人税、住民税及び事業税	28,312	
法人税等調整額	△4,642	23,669
当期純利益		118,401

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書
(自 2023 年 5 月 1 日 至 2024 年 4 月 30 日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	120,122	110,122	110,122	△59,185	△59,185	171,059	171,059
当期変動額							
当期純利益				118,401	118,401	118,401	118,401
当期変動額 合計	－	－	－	118,401	118,401	118,401	118,401
当期末残高	120,122	110,122	110,122	59,216	59,216	289,461	289,461

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品は最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～24年

車両運搬具 2年

工具、器具及び備品 2～7年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（1）学びエイドマスター

「学びエイドマスター」とは、学習塾等教育関連事業者の顧客に対し、映像授業と管理機能を提供するサービスであります。当社は顧客から当該サービスに係る月額料金と初期導入費用を受領しております。

月額料金は、主として月額基本費用と生徒アカウント費用がありますが、当社と顧客との契約に基づき、契約期間にわたって当該サービスを顧客に提供する義務を負っております。したがって、履行義務の充足については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

初期導入費用は、新規契約時に顧客から受領するものであります。初期導入費用については、更新オプションとして履行義務を識別し、合理的に算定したサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

学びエイドマスターにおける取引対価は、当社が履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(2) 学びエイドマスターforSchool

「学びエイドマスターforSchool」とは、学習塾等の顧客に対し、「学びエイドマスター」をベースに顧客の指導スタイルや塾運営に合わせた「学習管理機能」や「映像コンテンツ」をカスタマイズ（共同開発）して提供するサービスであります。当社は顧客から当該サービスに係る月額料金（学びエイドマスター利用料）、コンテンツ制作費、システム開発費を受領しております。

月額料金は、当社と顧客との契約に基づき、契約期間にわたって当該サービスを顧客に提供する義務を負っております。したがって、履行義務の充足については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

コンテンツ制作やシステム開発の販売については、当社と顧客との契約に基づき、当社が映像授業化したコンテンツや制作したシステムを顧客に納品する義務を負っております。これらの契約から生じる履行義務は、当社が顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じ、かつ、顧客との契約における義務の履行を完了した部分について、対価を収受する強制力のある権利を有することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、インプット法又はアウトプット法によることとしております。

「学びエイドマスターforSchool」における取引対価は、当社が履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(3) 学びエイド forEnterprise

「学びエイド forEnterprise」とは、教育関連事業者等の法人顧客に対し、顧客の参考書や教科書等の紙媒体を「映像授業化」したうえで、映像授業化したコンテンツを配信するための「配信サービス」を提供するサービスであり、当社は顧客から当該サービスに係るシステム利用料、動画利用料等を受領しております。なお、顧客との契約によっては、当社が映像授業化したコンテンツや当社が制作した配信システムを販売する場合があります。

映像授業化及び配信サービスについては、当社と顧客との契約に基づき、契約期間にわたって当該サービスを顧客に提供する義務を負っております。したがって、履行義務の充足については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

コンテンツや配信システムの販売については、当社と顧客との契約に基づき、当社が映像授業化したコンテンツや制作した配信システムを顧客に納品する義務を負っております。これらの契約から生じる履行義務は、当社が顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じ、かつ、顧客との契約における義務の履行を完了した部分について、対価を収受する強制力のある権利を有することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、インプット法又はアウトプット法によることとしております。

「学びエイド forEnterprise」における取引対価は、当社が履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産の金額は、「税効果会計に関する注記 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳」に記載の金額と同一であります。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

繰延税金資産の回収可能性は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積額、タックス・プランニング及び将来加算一時差異の解消スケジュール等に基づいて判断しております。当事業年度の繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に基づき、将来の課税所得の見積額に基づいて、将来の一時差異等のスケジュールリングの結果、回収可能と認められる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

(2) 主要な仮定

上記回収可能性の判断における主要な仮定は、経営者によって承認された事業計画に基づく将来の課税所得の見積りであります。将来の課税所得は、事業計画の基礎となる将来の販売契約数の予測等の影響を受けます。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の課税所得の見積りは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、将来の不確実な市場環境等の変化により、当該見積りの前提となる仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 19,330 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末発行済株式数 普通株式 2,068,100 株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	2,623
未払事業税	1,350
貸倒引当金	984
無形固定資産	398
資産除去債務	2,650
契約負債	356
その他	31
繰延税金資産小計	8,396
評価性引当額	△3,097
繰延税金資産合計	5,298

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	1,910
繰延税金負債合計	1,910
繰延税金資産の純額	3,388

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして必要と認められる場合は、主として銀行借入により資金調達する方針であります。資金運用については、短期的かつ安全性の高い金融資産を中心として運用する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、不動産賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は短期間で決済されるものであります。

借入金、運転資金及び設備投資に係る資金の調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後4年以内であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金については、定期的に差入先の状況をモニタリングし、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

手元流動性の維持を目的として、管理部が月次単位で支払予定を把握するとともに、手元資金の残高推移を月次ベースで定期検証し、取締役会への報告を行うことで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金・差入保証金	6,767	5,912	△854
資産計	6,767	5,912	△854
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	62,341	61,423	△917
負債計	62,341	61,423	△917

※「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」及び「未払金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金・差入保証金	－	5,912		5,912
資産計	－	5,912		5,912
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	－	61,423	－	61,423
負債計	－	61,423		61,423

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、契約ごとに契約終了時期を合理的に算定し、その期間及び国債利回り等の適切な指標を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。長期借入金（一年内返済予定の長期借入金含む）の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、教育デジタル事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (自2023年5月1日 至2024年4月30日)
学びエイドマスター	97,600
学びエイドマスターforSchool	145,505
学びエイドforEnterprise	379,348
その他	6,266
顧客との契約から生じる収益	628,721
その他の収益	－
外部顧客への売上高	628,721

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は、以下のとおりであります。

契約資産は、進捗度に応じて収益を認識することにより計上した対価に対する権利であり、対価に対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えます。契約負債は、契約に基づく履行に先だって受領した対価に関連するものであり、当社が契約に基づいて履行した時点で収益に振り替えます。

(単位：千円)

	当事業年度（期首） （2023年5月1日）	当事業年度（期末） （2024年4月30日）
顧客との契約から生じる債権	185,007	227,884
契約資産	301	11,871
契約負債	11,349	6,707

(注) 1. 貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は、「売掛金及び契約資産」に含まれております。

2. 当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、6,398千円であります

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。なお、当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

(単位：千円)

	当事業年度 （自2023年5月1日 至2024年4月30日）
1年以内	15,153
1～2年以内	3,021
2～3年以内	1,106
3～4年以内	629
4～5年以内	212
合 計	20,123

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 139 円 97 銭

1 株当たり当期純利益 57 円 25 銭

(注) 1. 当社は、2024年2月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、2024年4月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

重要な後発事象

公募による新株の発行

当社は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、2024 年 5 月 28 日に同取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この株式上場にあたり、2024 年 4 月 22 日及び 2024 年 5 月 9 日開催の取締役会において、下記のとおり募集株式の発行について決議し、2024 年 5 月 27 日に払込が完了しました。

(1) 募集方法	一般募集(ブックビルディング方式による募集)
(2) 募集株式の種類	普通株式 180,000 株
(3) 発行価格	1 株につき 970 円
(4) 引受価格	1 株につき 892.40 円
(5) 資本組入額	1 株につき 446.20 円
(6) 発行価格の総額	174,600 千円
(7) 引受価格の総額	160,632 千円
(8) 資本組入額の総額	80,316 千円
(9) 払込期日	2024 年 5 月 27 日
(10) 資金の使途	事業拡大のための設備投資費及びコンテンツ制作能力の向上、内部管理体制の強化のための採用費・人件費並びに認知拡大、新規顧客獲得のための広告宣伝費に充当する予定であります。

独立監査人の監査報告書

2024 年 7 月 2 日

株式会社学びエイド
取締役会 御 中

三 優 監 査 法 人

福岡事務所

指 定 社 員 公認会計士 吉 川 秀 嗣
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 堤 剣 吾
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社学びエイドの2023年5月1日から2024年4月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2024年4月22日及び2024年5月9日開催の取締役会において一般募集による募集株式発行を決議し、2024年5月27日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年5月1日から2024年4月30日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年7月4日

株式会社学びエイド 監査役会

常勤監査役	小泉 義正	印
監 査 役	菅野 健一	印
監 査 役	林田 和久	印